

優先受付に関する注意事項

- 1 一般の利用者よりも優先的に受付を行うものであり、安易な会場の確保は、厳に慎むようお願いします。
- 2 競技場等を全部（全面）利用し、「午前・午後」または「午後・夜間」の2区分以上で行う大会、催物等のみ受付します。
運動広場については、3区分6時間以上行う大会、催物等のみ受け付けます。
- 3 1団体につき、年3大会（催物）までの優先受付とします。なお、受付のできる日数については、年3日間（前日夜間の準備は除く）までです。
- 4 大会等の準備日を設ける場合は、一般の利用者にも配慮し、原則として前日夜間からの申請としてください。
- 5 利用日の変更、利用の取消は原則として認めません。また、行事名称、内容等の変更についても同様です。
- 6 利用日の3か月前までに、必ず利用許可申請書の提出、施設使用料の納付及び打合せを行ってください。また、大会の要項など、詳細の分かるものも併せて提出してください。
※施設利用料の納付については、新型コロナウイルス感染症の状況により変更となる場合があります。
- 7 利用の権利を譲渡したり、転貸することは認めません。
- 8 上記注意事項を遵守できない場合の他、管理上支障があると認められる場合には利用許可の取消を行う場合があります。

<連絡先>

公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団
スポーツ振興センター 総合体育館

TEL : 84-7101 Fax : 83-0006